



## 労働災害により労働者が休業した場合 「労働者死傷病報告」について

**問** 休業日数の数え方は、被災当日は含めず、翌日を1日目として歴日数で計上します。

**答** また、休業見込日数は、被災の程度を問う主旨であることから、報告書の提出時点で医師の診断等をもとに見込みとして日数を記入すればよく、報告後、当初の見込日数が増減した場合であっても、修正報告は基本的に必要ありません。

**問** 「労働者死傷病報告」(以下「報告書」という)の報告様式、提出時期について

**答** 休業日数4日以上又は死亡災害は様式23号により遅滞なく、休業日数が4日に満たない場合(1日~3日)は様式24号により四半期ごとに提出することになります。(例えば1月から3月までの発生分を4月末日までに)

**問** 休業日数の数え方、休業見込日数について

**問** 報告書の提出先について

**答** 報告書の提出先は、①企業の本社を管轄する監督署ではなく、被災者の所属する事業場を管轄する監督署が提出先になります。②出張業務において出張先で被災した場合は、出張先を管轄する監督署ではなく、被災者の所属する事業場を管轄する監督署が提出

先になります。

③建設工事現場で被災した場合は、建設工事現場を管轄する監督署が提出先になります。なお、例えば、第二次下請業者の労働者が被災した場合、報告書の提出義務者は、事業者である第二次下請業者となります。提出義務者は、被災した労働者を使用している事業者になります。

④派遣労働者が被災した場合は、派遣元事業者並びに労働者派遣法45条に定める労働安全衛生法の適用に関する特例等により派遣先事業者にも報告書の提出義務が課せられており、派遣元は派遣元を管轄する監督署、派遣先は派遣先を管轄する監督署が提出先になります。なお、派遣先事業者は、報告書の写しを、遅滞なく、派遣元事業者に送付する必要があります。また、

派遣元事業者は、派遣労働者が被災したことを把握した場合、派遣先事業者から送付された所轄監督署に提出した報告書の写しを踏まえて報告書を作成し、所轄監督署に提出することになります。(平成27・9・30基発0930第5号「派遣労働者に係る労働条件及び安全衛生の確保について」)

**問** 「労災かくし」とはどのようなことをいいますか。

**答** 「労災かくし」とは、①労働災害があったのに故意に報告書を提出しないこと、あるいは、②虚偽の内容を記載した報告書を提出すること(例えば、建設現場で発生した労働災害を自社の倉庫で発生した旨虚偽の内容で提出すること)をいいます。①のパターンが多く占めています。

○労災かくしは、労災保

険給付を受ける労働者の権利を阻害するとともに、健康保険等による不正受給の温床にもなっています。

○労災かくしは、労働安全衛生法100条、労働安全衛生規則97条に明確に違反する行為となります。

○労災かくし事案に対する監督署の方針は、送検処分を含む厳正な対応が示されています。その結果、いまだ全国においては、労災かくし事案で年間百件を上回る送検がなされ、労働安全衛生法違反事件の約2割を占めている現状にあります。

○労災かくしは必ず発覚するものであり、発覚した場合、企業の存続をも危うくするケースもあることを関係者は改めて認識する必要があります。

労働災害が発生した場合、大切なことは発生原因を究明し、再発防止対策を徹底することにあることはいまでもありません。

(一般社団法人北労働基準協会 副会長)

タイトル・浅井健史